

## 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年8月15日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場(3階 議事堂)

### 3 出席者 委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

#### 農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 川脇 幸子 出席 欠席

#### 農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 岡野 保雄 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 驛重 寛和 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

#### 事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

### 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 福 本 卓 雄

署名委員 川 脇 幸 子

**議長** ただ今から、令和5年第8回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と川脇委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南東1.1kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条-1で示しています。

取得目的は経営規模拡大で、利用計画については季節野菜の栽培です。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは、譲受人が農地を取得し、息子と一緒に耕作をするということで、問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南西500mに位置する第三種農地です。位置は3条-2で示しています。取得目的は、経営の引継ぎです。譲渡人である父親から、譲受人である息子に当該申請地を譲り渡し、季節野菜の栽培を行うとのことでした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**塩田委員** 申請地につきましては、現在畑として使用されています。で、あの息子さんが引き続いて畑をされるということですので、別に問題はありません。

**南委員** 私も問題ないと思っております。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号6と7を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南東940mに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。また、進入路の一部が山口県所

有の土地にかかりますが、工事の際にその土地を使用し出入りを行うことについては、山口県の同意を得ていることを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** 問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号8をご覧ください。申請地は、役場より南東1kmに位置する第二種農地です。位置は畑造-1で示しています。届出地は、現在無断で畑地造成を行っている状態であり、追認で届出があったもので、届出書と併せて始末書の提出がありました。利用計画については、ブルーベリーなどの果樹及び根菜類、葉物野菜の栽培を行うということで申請されています。また、8ページの図面内に斜線が入った箇所がありますが、こちらは、今回の届出者とは異なる所有者の農地となります。斜線部の所有者と今回の届出者は親族であり、斜線部の耕作管理を今回の届出者が行うことについて、所有者の同意を得ていることを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** この畑地造成は、造成後、野菜の栽培をするということで計画が出ていますが、他の方でみかんを作るという声も耳にしたので、今後どうされるのかよく確認する必要はあると思います。

**重森委員** もうこれは、ほぼ埋立が完成していますので、別に問題はありません。

**南委員** あそこは水があるんじゃないか。

**重森委員** おそらくないじゃろうね。

**驛重委員** ないです。

**南委員** ボーリングも、してないよね。

**驛重委員** あの、はじめは田んぼだったですから農協が3回くらいトラクター持ってきてやってみただけど、どうにも出来なくて、埋立になったそうです。

**議長** まああの、畑地になるかよく確認していただけたらと思います。

**事務局** あの、補足なのですが、驛重委員おっしゃったとおり以前は、みかんとかレモンとかを作るというお話を持ちかけていた方がいらっしゃったんですけれども、その後近々の話なんです、やっぱりこの畑造で申請をされてる方が土地は貸さずに自分がもう作るということで、貸し出すのはやめたということですので、この申請どおり野菜を作られるということで、話がありました調整が遅くなり、申し訳ありません。近々の話がありましたので、補足させていただきます。失礼しました。

**議長** はい、そういうことで、ちょっと条件的にも難しいところですが、畑になるかどうかというの、今後よく確認してもらって、もし、計画どおり営農が行われていなければ、また指導していただければと思います。

**議長** これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこ

れは受理・承認とします。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第8回田布施町農業委員会総会を閉会します。